

食品の表示制度についての意見

平成14年6月19日

岩崎充利

(財団法人 食品産業センター)

私の所属する(財)食品産業センターは、食品製造の業種別団体及び企業等を会員とし、食品製造業の横断的共通問題を取り扱う団体であり、各種の経済調査、技術開発、環境問題、政策問題等に取り組んでいる。特に、最近では、各種の食品事故の発生にかんがみ、昨年3月には、食品産業関係者のほか、消費者、学識経験者、流通関係者等の参加も得て、農場から食卓までの食品の安全性確保に関する提言を取りまとめ、食品業界内部に周知徹底しているところであり、また、本年に入っては、一部農畜産物の偽装表示問題に対処するため、会員食品企業における関係法令の遵守、社会倫理に適合した行動等のための企業行動規範に関する講習会を実施したほか、「食品企業の行動規範及び行動指針策定の手引き」を作成し、関係団体及び企業に周知徹底している。

食品の表示問題についても、最近では、主として加工食品についてJAS法による品質表示基準、遺伝子組換え食品の表示、食品衛生法によるアレルギー表示の問題、Codex国際食品規格等の問題について、関係団体・企業とともに取り組んできた。現行の食品表示制度についても、現在、業界内部で議論検討しているところであるが、表示制度についての意見は以下のとおりである。

なお、食品の分野は、非常に多岐にわたっており、表示制度も、それぞれの食品ごとに異なるところがあり、それぞれの分野の意見があると思われる所以、これらの意見が何らかの形で委員会の議論に反映される機会があることが望ましい。また、この問題について、今後追加して意見提出することがあることもお断りしておきたい。

1 統一的でわかりやすい表示制度

現行の食品表示制度は、その根拠法令も様々であり、各省庁によってばらばらに行われており、消費者だけでなく、中小企業の多い食品製造業者にとって複雑で非常にわかりにくく間違いを起こし易いものとなっている。

このため、表示に関する法の一体化を含め、全体として統一性のとれた、できるだけだけわかりやすいものにする必要がある。また、その運用にあたっても関係省庁間で連携のとれた統一的な運用及び現場への指導が必要である。なお、表示制度は消費者にとって理解し易いことはもちろん、事業者にとってもその内容が正確に理解でき、かつ記載しやすい制度であることが必要である。

2 食品の表示に関する公的統一相談窓口の設置

食品事業者特に中小事業者にとって、食品の表示制度は大変複雑でわかりにくく、1箇所ですべての表示（特に義務表示）がわかる行政窓口の設置が強く求められている。

また、表示制度の改正は、それぞればらばらに行われるが、制度の周知徹底、表示の変更のためのコスト等を考慮すると、出来るだけ時期をあわせて実施することが必要である。

3 消費者への情報提供

食品についての消費者への情報提供は、事業者としても大変重要なことと考えている。

食品に対する消費形態の変化を反映して、加工食品の生産は、従来の少品種大量生産から多品種少量生産に変わるとともに、多くの商品が従来に比べると小型化している。このため、アレルギー表示、識別表示等食品の包装材料への表示の種類が増えるとともに、表示に割けるスペースは小さくなっている。他方、高齢化に伴い、表示の文字は大きく、見やすくという要請が強くなっている。

また、最近食品への義務的表示事項が増加傾向にあることもあり、これらのこと考慮し、義務表示については真に必要な事項に限定すべきである。

なお消費者への情報提供は、商品のパッケージ表示だけでは困難となってきており、また、いろいろな形態による方法があるので、消費者の情報に対する様々な要求に対応するためには、全体としての情報提供の中で適切に対応していくことが必要と考えている。

4 義務表示の対象範囲

法律で事業者に義務付ける表示項目については、食品の安全性に關係のあるものが中心であって、食品の品質表示の義務付けについては、食品の品質の上で意味のある相異があり、かつ、消費者への情報提供のため特に必要なものに限定すべきである。

5 原料原産地表示

原料原産地の義務表示は、原料とその加工品がその形態や品質においてほとんど変わらず、原料の特性がそのまま製品の特性となるような低次加工品であって、特に必要があると認められるものに限定すべきである。加工度の高い加工食品は、一定品質と安定供給を実現させる目的から、季節変動等に対応して調達先を変えるので、現実問題として、原料原産地の表示は困難なことが多い。

また、現在、原料原産地の表示が義務付けられている食品は、国産品のみに

限定されており、輸入加工品にこのような義務はなく、このままでは国内加工業の空洞化が懸念される。義務表示は、極めて重要な意味を有するものとして表示の義務を課すものであり、国産品と輸入品とで表示に区別をつけるべきものではない。

6 表示情報提供の対象となる消費者

消費者の食品安全性や品質についての情報の需要は、消費者によりさまざまであり今後とも多様化しつつ増加していくものと思われるが、その要求のすべてにラベル表示で答えることは实际上難しい面がある。このため、ラベル表示で全般的に義務付けるものは、4で述べたとおり必要なものに限定し、それぞれの多様な消費者が望む表示情報については、たとえば、現行の有機食品の表示のような方法が望ましい。

7 JAS 法の改正

今回の JAS 法改正により、今後、表示の一層の適正化が進むことが期待されるが、現在の表示制度があまりに複雑で統一されていないこと等を考慮すると、軽微なもの等については、ただちに指示、公表という措置ではなく指導に留めるとともに、指示、公表の明確な基準を作成公表すべきではないか。

8 国際的調整

加工食品の貿易の増加に伴い、Codex 等国際食品規格、表示基準等との調整について従来以上に配慮する必要がある。

9 具体的要望事項

(別紙)